

第13回山口県本人確認情報保護審議会議事録

1 日時 平成28年5月13日（金）13：30から14：15まで

2 場所 総合企画部1号会議室

3 出席者

（委員）松野委員、松村委員、若崎委員

（事務局）池田総合企画部理事、本多市町課長外4名

4 議事等

条例による本人確認情報の県内市町独自利用事務の新設について

5 配布資料

資料1 山口県本人確認情報保護審議会について

資料2 条例による本人確認情報の独自利用事務の新設について

資料3 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について

○事務局

本日は、お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただ今から「山口県本人確認情報保護審議会」を開催します。

会議に先立ちまして、総合企画部理事の池田がご挨拶を申し上げます。

○総合企画部理事

山口県本人確認情報保護審議会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

松村会長さん、松野委員さん、若崎委員さんには、本日は、ご多忙の中、お集まりいただき深く感謝を申し上げます。また、平素から、県政の推進に格別のご理解とご高配を賜っておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、本審議会は、住民基本台帳法に基づき、本人確認情報の保護に関する事項等について、調査審議及び建議をいただく場として、平成14年に設置されたものです。以来これまで、委員の皆様から貴重なご意見等をいただき、それを踏まえ、「住基ネット」の安定稼働、セキュリティの向上に努めており、お陰様をもちまして大きなトラブルもなく順調に稼働しております。

また、住基ネットが保有する本人確認情報の効果的利用を図るため、審議会のご意見を伺い、県事務における本人確認情報の独自利用の対象事務の拡大を図っております。この3月末時点で48事務となっております。

こうした中、本日は、「条例による本人確認情報の県内市町独自利用事務の新設について」お諮りをさせていただくこととしております。

具体的には、地方自治法の特例制度を活用し、県から市町へ順次移譲してまいりました、パスポートの発給事務について、今年10月の下関市をもって、全市町への移譲となることから、これにあわせ、パスポート発給の際の本人情報の確認について、各市町で住基ネットを利用できるようにしようとするものです。

また、後ほど、住基ネットの運用状況等についてもご報告することとしておりますが、どうか、委員の皆様のご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

本日はよろしくお願いいたします。

○事務局

只今から、議事に入らせていただきます。

今後の議事進行につきましては、松村会長さんをお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○会長

松村でございます。

昨年の1月が前回の開催でしたので、1年以上ぶりの開催ということになります。

本日は独自利用事務の新設ということで、本人確認情報の保護という観点で慎重な審議をしていきたいと思っております。

さて、本日は、事務局より議事について説明を受け、その後、委員の皆さんのご質問・ご意見をいただくこととしたいと思います。

また、本審議会は、山口県情報公開条例第21条の規定により、原則として公開することとなっておりますが、個人情報や法令上秘密にすべき事項を審議する場合など、議事の内容により非公開とすることができます。

本日は、そのような事項を審議する予定はないと聞いていますが、事務局、いかがでしょうか。

○事務局

特に、個人情報や、法令上秘密にすべき内容はないと考えております。

○会長

それでは、公開で審議を進めたいと思っております。

皆様よろしいでしょうか。（全委員同意）

それでは、本日の議事全般について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、本日の審議会における議事全般について、ご説明いたします。お手元の資料1の「1 審議会の概要等」「(2)審議事項」のところをご覧ください。

会の審議事項は2点ございます。

1点目として、法が禁止しております、契約者等に対する住民票コードの告知の要求や、住民票コードをデータベース化するという違反行為に対しまして、知事が中止命令を発する場合には、本審議会のご意見を聴かなければならないこととされております。

事務局としましては、本日の審議会において、ご意見を伺うべき違反事件の発生はないものと認識しております。

2点目として、本人確認情報保護に関する事項について知事の諮問に応じ、調査審議し、建議することです。

本日の審議会においては、議事で予定しております「条例による本人確認情報の県内市町独自利用事務の新設について」知事から諮問をさせていただき、各委員の皆様による審議を経て、答申をお願いしたいと考えております。

また、審議事項ではございませんが、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等についてもご報告をさせていただきますので、合わせて委員の皆様のご意見をお伺いしたいと考えております。

○会長

それでは、議事の「条例による本人確認情報の県内市町独自利用事務の新設について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局

まず、先ほど申し上げましたとおり、この議事については、知事からの諮問に対し、審議会から答申をいただくという形になっております。つきましては、知事からの諮問書を会長にお渡しいたします。また、他の委員の方にはコピーをお渡しします。

○会長

諮問を承りました。では、改めて議事「条例による本人確認情報の県内市町独自利用事務の新設について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議事について、お手元の資料2に基づきご説明いたします。

初めに、今回の独自利用事務の新設の対象となります「旅券の発給に関する事務」について説明します。

資料2のP1『1 対象事務の概要』をご覧ください。

この旅券発給事務は、都道府県の法定受託事務でありまして、のちほど説明いたしますが、『山口県の事務処理の特例に関する条例』により、現在、下関市を除く18市町に旅券発給事務を権限移譲しております。

旅券の発給に関する事務は、(1)四角の枠内に記載のとおりでございまして、

- ① 新規発給申請の受理・申請審査 ⇒ 旅券の作成 ⇒ 旅券の交付
- ② 記載事項変更申請の受理・申請審査 ⇒ 旅券の作成 ⇒ 旅券の交付
- ③ 査証欄増補申請の受理・申請審査 ⇒ 査証欄の増補 ⇒ 旅券の交付
- ④ 紛失一般旅券等届出の受理、届出審査

であります。

その下の、『例』に記載しているとおり、現在の本県における新規申請の際に必要な書類等は、

- ・一般旅券発給申請書・戸籍謄本・写真・本人確認書類
- ・住民票 となっております。

ただし、自分が住んでいる市町の窓口で申請する場合は、住民票の添付は不要となります。

つまり、住民登録直後の場合と自分が住んでいない市町の窓口で申請する場合は、住民票が必要となります。

そして、『(2)』をご覧頂けたらと思いますが、

旅券の発給事務については、「山口県の事務処理の特例に関する条例」により、平成21年度から順次、下関市を除く18市町へ権限移譲してきまして、このたび、平成28年10月から下関市へ権限移譲する運びとなり、県内全市町へ権限移譲が実現することとなりました。

次に、資料の『2 県から市町へ権限移譲することのメリット』ですが、旅券申請窓口と戸籍抄本・住民票申請の窓口が同一箇所となることにより、手続のワンストップ化の実現することや、市町の判断により、支所を申請窓口に加えるなど、住民により身近な場所での申請が可能となること等が挙げられます。

しかし、先ほど説明しましたとおり、現状では、自分が住んでいない市町の窓口で申請する場合には、住民票が必要となります。

そこで、住所地以外の県内市町の窓口で申請する場合にも、住民票の添付が不要となるよう市町に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用を認めることとしたいと考えております。

ここで、住所地以外の市町で申請をする住民がどれくらいいらっしゃるのかと言いますと、P3の「各市町の旅券申請受理状況」をご覧ください。

表の一番下段のゴシックで記載されたところ、平成27年で言いますと894人の申請者が、自分が住んでいない市町の窓口で申請されております。市町の住基ネット利用による確認が可能となりますと、年間およそ900人の県民が、住民票を取ることなく申請可能となるなど、住民の利便性がさらに向上すると考えられます。

また、全国の状況であるが、資料P2をご覧いただきますと、全国30道府県が各市町村に権限移譲を行っておりますが、そのうち11県が全市町村へ移譲しております。

全市町村へ権限移譲をし、住基ネットを利用しているのは群馬県だけであり、本県が今回、全市町村に住基ネットの利用可能とすると、全国で2番目という画期的な取組となります。

そして、『3 対応方向』でございますが、まず、P4の参考をご覧ください。

住民基本台帳法第30条の13第1項によりますと、要約しますが、県知事は条例で定めた場合には、市町長から求めがあった時には、県が持っている本人確認情報を提供するものとされておりまして。

つまり、県が条例で規定した事務については、市町は住所の確認等を行う際に、紙の住民票に替え、住基ネットワークシステムを利用した確認ができるということを規定しております。

P2に戻っていただいて、資料に記載しておりますとおり、旅券の申請にあたりすべての県民が住民票を不要とするためには、市町が住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにする必要があります。

そのため、「本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の一部を改正し、本人確認情報の市町の利用事務を新設したいと考えております。

『4 今後の取組』といたしまして、本審議会において、ご了解いただけましたら、条例改正案を直近の議会に提案したいと考えております。

条例の施行日は、10月1日を予定しております。

また、併せて市町の本人確認情報の利用方法を規定するため、「知事以外の執行機関への本人確認情報の送信の方法を定める規則」の一部改正を予定しております。

条例改正後に、市町での住基ネット接続のための事務的な手続き処理を行う予定としており、10月1日から、市町による住基ネットワークの利用開始を予定しております。

説明は以上です。ご審議をよろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明がありましたことについて、委員の皆さん、ご質問・ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

○松野委員

特にはないです。やったらいいと思います。便利になるのだから。

○会長

100人くらいの方がさらに便利になる。下関で申請されている人が100人くらい。

○事務局

他市町で申請する方の住民票が不要になるものですので、すべてを足し上げますと年間で900人くらいの方の利便性が向上することになります。

○会長

900人の人は今までも適用されていたのでは。

○事務局

これから適用されます。

現状、住民票を取ってから申請という二段階の申請になっている状況の方が900人くらいおられますので、ワンストップになったらもう少し増えるという可能性もあります。

○会長

申請が便利になるからね。

○若崎委員

一つ良いですか。これをやることによって全国2件目ということでしたけど、これを全国的に目指してらっしゃるんですね。それと群馬県が既にやってらっしゃるということですが、そこで何か問題になるようなことがあったのか聞いていますか。

○事務局

まず1点目のそれを目指しているかどうかというところですが、目指しているかどうか確認はしていませんけれども、すべての市町村に権限委譲していない場合も4県（岩手県、群馬県、埼玉県、神奈川県）が住基ネットを利用しているということですので、利用ができるようになれば、県民に対してはすごくメリットがあることなので、他の都道府県もこういった形でこれから進んでいくのではないかなと考えております。特にトラブルは発生していないと聞いておりますので、その辺は大丈夫かと思えます。

○会長

他に何かありますか。

○松野委員

住基を使っているのは4県と、あまりないんですね。

○事務局

今のところそのような状況です。

○松野委員

もっとやれば良い、なんでやらないんですかね。

○事務局

すみません、他県の状況は確認をしておりません。

○会長

本人確認情報の保護の方に重きが置かれているのですか。

○事務局

市町での住基ネット利用はこれに限っているものではなくて、他の法律で決められたものもありますので、本人確認情報の保護の関係で進まないわけではないと考えております。

○松野委員

住基を使わないということは、他は全部住民票を取っているんですね。

○事務局

はい。他の市町村の住民からの申請を受け付ける場合だけではなくあります。

○松野委員

他の市町村の分だけですか。

○事務局

自分のところの住民については住民基本台帳を見ることができますので。

○会長

勤務先の関係とかでよそで申請する場合ですか。

○事務局

そうですね、宇部市の方が山口市に勤められていて、昼休みに申請に行かれる場合等が想定されます。

○会長

質問はないですね。他に何かありますでしょうか。むしろ進めた方が良いということですが、ないようでしたら、新たに市町が利用できる事務を新設するという点では異論がないと思われしますので、諮問のあった事項については、適当である旨、答申してもよろしいでしょうか。

(全委員同意)

○会長

なお、答申書の作成については私に一任していただくことでよろしいでしょうか。(全委員同意)

○会長

続きまして次第3「報告事項」に入ります。「住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、報告事項について、お手元の資料3に基づきご説明いたします。

まず、「項番1 これまでの流れ」をご覧ください。

資料にありますように、住基ネット導入は、平成11年度の改正法によるものです。

住基ネットは全国一斉に導入されましたが、平成14年の一次稼働、平成15年の二次稼働により段階的に制度が導入され、現在に至っております。

一次稼働では、住民票コードの通知が各個人になされ、行政機関において、本人確認情報の利用と提供が開始されました。

二次稼働では、住所地以外の市町村でも住民票を受け取ることができる、住民票の広域交付が始まり、住基カード保有者の転出転入手続は簡素化されることとなりました。

その後、公的個人認証サービスが開始され、住基ネットと併せて、電子政府への基盤が整備されたところです。

住基カードは、写真付きと写真なしと2種類有り、それを申請者が選択するものであり、21年4月から新しい住基カードの発行が始まりました。

これは、住基カードのICチップに券面事項（氏名、生年月日、性別、住所、写真、有効期限）を収納することとし、カード表面とICチップの情報を比較することにより、住基カードの偽造防止を図るものです。

その他、偽造防止措置を強化するため、共通ロゴマークとQRコードを印刷することとなっております。

また平成25年7月から住民票が作成されている外国人住民について、住基ネットの対象となり、外国人住民にも住民票コードがふられ、住基カードの交付が可能となりました。

平成27年9月にはマイナンバー制度に対応するためのシステム改修を行いました。これにより、住基ネットの本人確認情報に個人番号が含まれることとなり、住基ネットの重要性が一段と高まっているところです。

こういったところが、稼働からこれまでの住基ネットの主な流れとなっております。

次の説明事項に行く前に、本資料の末尾に参考として、住基ネットの概要図を示しております。資料P10をご覧ください。

なお、概要については既に昨年度審議会でご承知と存じますので、説明は割愛させていただきます。

ページを戻りまして、資料3のP1下部分「項番2 本県の稼働状況」についてご説明いたします。

(1) 機器の故障等ですが、これまで県内では大きなトラブル等発生しておりません。

全国的にも重大な事故は発生しておらず、安定した運用状況にあります。

(2) 不正なアクセス等ですが、住基ネットへ不正侵入されたといった不正アクセス事件の発生はなかったものと認識しております。

ページをおめくりいただいて、「項番3 住基ネット機器の更改」についてご説明いたします。

(1) 機器更改の必要性ですが、住基ネットはサーバ等のハードウェアやOSやアプリケー

ションソフトなどのソフトウェアにより構成されておりますが、それぞれメーカー等により保守期限が設定されております。

保守期限が切れた製品については、故障時の修理等ができなくなるため、住基ネットの安定稼働のためには、定期的な機器の更改が不可欠となります。

(2) 更改の周期ですが、一般的にネットワーク関連機器の保守期限は6年とされることが多いため、更改周期も6年としております。

また、住基ネット全国センターの運営者である地方公共団体情報システム機構が更改の時期を示しており、全国の自治体はそれに基づき、更改しているところです。

(3) 都道府県サーバの集約化についてですが、昨年度の審議会でも概要をご説明いたしましたが、住基ネットは市町村、都道府県、全国の三層構造となっており、都道府県サーバについてはそれぞれの県が自県内にサーバを設置し、管理・運営していました。

行政の経費削減が課題となる中、このサーバの運営費を低減するため、サーバ設置場所を集約し、47都道府県分まとめて調達・運営・管理することでコストを下げるサーバの集約化が全国的に進められ、本県は平成26年1月に関連工事を完了しております。

これにより、各都道府県単位のサーバが集約センターに設置されることとなり、各県でのサーバの管理・運営が不要となっております。

(4) 生体認証機器の導入についてご説明いたします。

生体認証とは、人の身体的・行動的特徴を用いて行う認証方式で、近年セキュリティ確保のため利用される場面が拡大されております。

住基システムでは旧来、ICカード及びパスワードによる認証方式をとっていましたが、セキュリティ対策として、全国的に住基システムに係る機器の公開期間が定められ、期間内に認証方式を変更することが求められておりました。

本県は平成26年2月に全ての住基端末に生体認証機器を導入し、現在のところ問題なく稼働しております。

続きまして、項番4 住基カードの交付状況等にまいります。

(1) 住基カードの交付状況をご覧ください。

本県の住基カードの交付状況は昨年12月末時点で92,004枚で、全国では平成26年度の交付状況が868,985枚でした。

なお、マイナンバー制度の施行に伴い、平成28年1月から住基カードは廃止され、マイナンバーカードに切り替わっております。但し、交付済の住基カードはその有効期間内に限り利用が可能です。

(2) 住基カードの多目的利用をご覧ください。

住基カードには、ＩＣチップ上に市町村が独自に利用できる領域が用意されていることから、各市町村において条例に定めることにより多目的利用が可能となっております。

多目的利用の団体は、平成２７年４月１日現在、全国で２１０団体あり、本県では下関市が図書館カード、公共施設の前予約等に活用しています。

（３）住基カードによる諸証明のコンビニ交付サービスをご覧ください。

住基カードの多目的利用の一環で、コンビニに設置してあるキオスク端末と呼ばれる、多目的端末を利用して証明書の交付を受けるものです。

タッチパネルで操作し、所定の装置に住基カードをかざし、住所地の団体から住民票等のデータをキオスク端末に送信し、それが印刷されるものとなっております。

最大の利点として、コンビニならではの、時間と場所にとらわれず証明書の交付を受けることができるという利便性にあります。ただし、残念ながら２４時間運用とはなっておらず、概ね６：３０～２３：００の運用となっております。

また、コンビニ交付サービスを導入している団体の住民なら、住所地に限らず、全国のコンビニで必要な時に交付を受けることが可能となり、住基カードが全国统一仕様である特徴が生かされております。

セキュリティ対策については、住民票等のデータをキオスク端末に残さないようにされ、専用回線の使用や、専用サイトによる照合、また用紙に偽変造対策を施すことにより専用紙による住民票と同等かそれ以上のセキュリティを確保しています。

次ページ項番５ 本人確認情報の利用状況に参ります。

（１）山口県の利用状況について、まず、点線囲みの中をご覧ください。

本人確認情報は法や条例に定めがある事務を遂行する場合に利用できることとされております。

法による事務の利用状況についてですが、現在１９事務について住基ネットを利用しております。

未利用の事務については、「事務手続き上、住民票の添付省略不可」「事務を委任している」ことなどが理由としてあげられています。

次ページをごらんください。条例で定める事務における状況に参ります。

平成２７年１２月末現在は１６区分５６事務について利用中でしたが、住基法の改正に伴い重複事務の削除を行ったことから、平成２８年３月末現在、１５区分の４８事務について利用中となっております。

利用件数ですが、全体の利用件数は約２万４千件であり、そのうち約１万２千件程度を上から４番目の心身障害者扶養共済に関する事務と１番上の地方税の収納管理に関する事務で占めて

おります。

(2) 国の機関及び地方公共団体の利用状況に参ります。

平成26年度の国の機関による利用は約5億8千万件であり、ほとんどが日本年金機構による年金事務という状況です。

地方公共団体による利用は約860万件となっています。

次ページに参ります。

独自利用の条例を制定している団体数は、40都道府県です。

26年度においては、9道県が事務追加により条例を改正しております。

最後に項番6、セキュリティ確保対策に参ります。

(1) 要綱等の整備状況についてですが、セキュリティ確保対策の1点目として要綱等の整備があげられます。

県・各市町とも、総務省等により整備することとされている要綱等は、すべて整備済みの状況です。

2点目のセキュリティ対策については、まず、総務省が作成したチェックリストにより全市町がそれぞれ自己点検を実施しております。

このチェックリストは、131項目からなっており、3点満点とするには何に取り組めばよいのかを示した、チェックリストの対策案も同時に示されております。

チェックリストで3点満点がとれるよう、チェックリストの対策案に従い、市町自らが取り組んでいただくことで、安全な運用が維持されているところです。

3点目のセキュリティ対策として、システム運営監査があげられます。

自己点検では3点満点でも、監査法人による指摘を受け、減点される項目が見受けられるなど、外部からのチェックは各市町の「慣れ」によるセキュリティ対策の甘さを是正するものとして、市町からも評価をされているところです。

27年度は山口市が受検しております。

システム運営監査は、総務省・全国センターが実施したものと、県が実施したものを合わせると全団体に受検が終わり、現在2回目に入っています。

次ページに参ります。

4点目のセキュリティ対策として、研修会があります。総務省・住基全国センター共催の研修会では、先に述べました、チェックリストの説明や、基本的なセキュリティ対策、住基ネットの運用の変更点等について研修を行っております。

システムの運用において肝心なのは、やはり各団体の職員のセキュリティに対する意識や知識であると考えておりますので、研修会の開催による人的なフォローをしっかりとって参りたい

と考えております。

説明は以上となります。

○会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました事項につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○松野委員

マイナンバーは住基のシステムを使っているというか、番号が住基に入っているんですか。

○事務局

住基の本人確認情報に個人番号が含まれることになっております。

○松野委員

P 9 の研修会のところで住基ネットそして情報セキュリティ対策というのがありますけれど、マイナンバーができたからそっちの方がもうメインになっていくんじゃないかと思うんですよ。そうすると、マイナンバー自体を県が主に管理することになっていくんですか、あるいは市町ですか。要するに、マイナンバー用の研修会をやるとしたら県がやることになるんですか。

○事務局

マイナンバーの利用においては、各事務においてマイナンバーを記載した帳票の管理ですとか、保管方法といったことを気を付けていかないといけません、それはその事務を行う所属や団体ごとに研修を実施する必要があります。

○松野委員

住基の時はあれだけ大騒ぎしたのに、マイナンバーはほとんど騒ぎになっていない。住基ネットとマイナンバーの関係が、僕もよく勉強したことないからわからないんだけど。住基はかなり忘れられた存在になっていて、そこをガッチリ守ろうという話を本人確認情報審議会とかも各県にあってやっている。マイナンバーの方はこの程度のことをやらなくてよいのか、というのはちょっと気にはなっているんですけども。そもそも住基だけこういう風にガチガチに守っとけばすむものなんでしょうね。ちょっと難しい質問かもしれない。

○会長

住基カードの中の情報に、マイナンバーが含まれるようになるわけですか。

○松野委員

住基カードの中には入らないでしょう。

○事務局

住基カードの中には入りません。

○会長

住民票にマイナンバーが載りますよね。マイナンバーを含めて交付するか、含めないで交付するか、あれ選択するんですか。

○事務局

個人番号入り住民票は、本人又は本人と同一世帯の者でないと請求できないということになっておりまして、交付の際も利用目的等を厳格に確認することになっています。

○会長

本人確認情報の通知のときは当然には含まれないのですか。

○事務局

そうですね、住基ネットの利用事務では個人番号は提供されません。

○会長

旅券の事務で住基ネットを利用する場合はマイナンバーは入らないのですか。

○事務局

入りません。

○松野委員

マイナンバーが登録されているシステムは住基ネットだけなんですか。それが元ファイルになるんですか。

○事務局

住民票コードを変換して個人番号が作られているので、そういう意味では住基ネットが元となります。

○会長

住基カードが廃止されるということは、コンビニ交付サービスは使えなくなるというわけですか。

○事務局

マイナンバーカードに切り替わっていくということになります。

○会長

マイナンバーカードは当然には交付されなくて、自分で申請しないと交付されないんですよね。

○松野委員

住基カードも同じですよ。

○総合企画部理事

現状の住基カードも有効期間までは使えますので。

○松野委員

もしマイナンバーのことで騒動が起きた時に、この審議会が何かすることはしないんですか。マイナンバーが漏れたときに、関係してきますか。

○会長

マイナンバーを誤って通知したということになると、関係してくるんですかね。

○事務局

住基ネットが関係すると、当審議会が関係してくる可能性はありますが、場合によるかと思えます。

○松野委員

あんまり無さそうな気がするけどね。

○会長

実際に出てきてみないとわからないというところがありますよね。

○松野委員

住基の番号から個人番号への変換の仕方というのは、公開されてないですよ。

○総合企画部理事

まさにこれは秘密事項なので。

○松野委員

番号の変換の仕方がわかれば、住基の番号がわかればマイナンバー全部わかりますからね。住民票コードが漏れてもほとんど被害はないけど、マイナンバーが漏れると何か起こる可能性がありますよね。

○会長

そうですね。今から色々なところから求められてきますもんね。今回もそうでしたけど。支払いとかほとんど関係してくる。

今後の課題ということでいいかと思いますが、他に何かありますでしょうか。今回説明のあった事項以外でもせつかくの機会ですので、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

○若崎委員

コンビニサービスは下関市だけということですが、増える可能性はないんですか。

○事務局

検討している団体があるとは聞いておりますが、現在のところマイナンバーカードでコンビニ交付を実施しているのは下関市だけです。

○若崎委員

もっと広がれば住民票とか印鑑証明とか取りに行けるなと思うので。

○松野委員

住基のカードよりマイナンバーのカードの方がもっと出るんじゃないですかね。

それによってまた増えるんじゃないかという気がしますけどね。

○会長

他に何かありますか。ないようでしたら、これを持ちまして本日の議事及び報告事項を終了いたします。皆様、ご協力に感謝いたします。

どうもありがとうございました。

○市町課長

委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

本日いただきましたご意見を踏まえまして住基ネットに対する県民の皆様の信頼がさらに高まるよう努めますとともに、さらなる利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、住基ネットにつきまして、今後とも積極的なご意見、ご提言を賜りますとともに、県政に対しましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。